

浜名湖・ボート転覆

元校長の不起訴不当

静岡検察審査会が議決

浜名湖で2010年6月に県立三ヶ日青年の家(浜松市北区)のボートが転覆し、愛知県豊橋市立章南中の西野花菜さん(当時12)が死亡した事故で、静岡検察審査会は7日までに、業務上過失致死の疑いで書類送検された元校長を不起訴とした静岡地検の処分を不当と議決した。議決は6日付。

静岡地検は「元校長呼び掛けもできた可能性があるのに、元校長「十分に情報収集し、見ていない」と指摘し、ていねい、結果は違つていたかもしれない」と指摘し、西野さんの両親がこ

に行動を取った様子が青年の家職員と相談し、として再捜査が必要」とし4月、静岡地検の

処分を不服として同審査会に審査を申し立てていた。

校長の「不起訴不当」

浜名湖ボート事故 検察審が議決

浜松市の浜名湖で2010年、県立三ヶ日青年の家主催の体験訓練中に手こぎボートが転覆し、愛知県豊橋市立章南中1年だった西野花菜さん(当時12)が死亡した事故で、静岡検察審査会は、業務上過失致死容

疑で書類送検された当時の同中学校長を嫌疑不十分で不起訴とした静岡地検の処分について、「不起訴不当」と議決した。6日付。遺族が4月、審査申立書を提出していた。審査会は訓練について、

「悪天候の中、湖の沖に出て行かせることそのものが危険」と指摘。そのうえで「(校長が)十分な情報を収集し、青年の家の所員らと訓練中止を相談しあつていれば、結果は違つたかも知れない」「中学校の最高責任者の責任は重大」などとし、校長の不起訴が妥当だったか「再捜査が必要」との判断を示した。地検は今回の議決を受け

「元校長は当時、学校の最高責任者として生徒の安全を確保する具体的義務を負っていた」と指摘。悪天候の中、自ら湖面の様子を見るなどの安全確認をどの程度行ったかが明らかにされておらず、予見義務がなかったとはいえないとした。さらに、「早い段階で訓練中止を呼び掛けたり、ハーバーへ戻る

浜名湖・ボート転覆

元校長を再捜査へ

静岡地検 不起訴不当議決受け

2010年、浜名湖で県立三ヶ日青年の家のボートが転覆し、愛知県豊橋市立草南中の西野花菜さん(当時12)が死亡した事故で、業務上過失致死容疑で書類送検され不起訴になった同校の元校長を「不起訴不当」とした静岡地検の議決を受け、静岡地検の石崎功二次席検事は7日、「議決の内容を十分に検討し、再度捜査を遂げたい」とコメントした。

議決は事故当日に施設内の部屋で待機していた元校長の行動が、生徒引率の最高責任者として十分だったのか、再度検討を求めた。

具体的には、天候が候、天気予報を自ら確認し、悪化する中、元校長に認めていけば、施設側と相談し、早い段階で訓練中止の呼び掛けができた可能性がある」と指摘。「湖の状況や天候、さらなる捜査の

遺族「再発防止へ一歩」

県立三ヶ日青年の家のボート転覆事故で、業務上過失致死容疑で書類送検され不起訴となった中学の元校長を「不起訴不当」とした静岡地検の議決について、犠牲になっ

た西野花菜さんの父友章さん(57)は7日「事故の再発防止を図る上で大きな一歩になった」と受け止め、花菜さんの遺影に検察審査会の議決を報告する父

友章さん(57)は7日「事故の再発防止を図る上で大きな一歩になった」と受け止め、花菜さんの遺影に検察審査会の議決を報告する父



西野花菜さんの遺影に検察審査会の議決を報告する父友章さん(7日午後6時25分ごろ、愛知県豊橋市内)

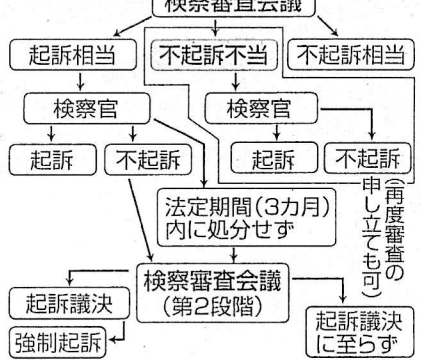
浜名湖・ボート転覆事故経過	
2010年6月18日	浜名湖で県立三ヶ日青年の家のボートが転覆し、野外体験宿中だった豊橋市立草南中の西野花菜さん(当時12)が死亡する事故が発生
12年1月27日	国の運輸安全委員会が事故の調査報告書をまとめ、ボートをえい航した当時の施設所長の知識・経験不足を指摘。県教委の指導不足も認め、県教委や指定管理者に指導マニュアルの作成などを勧告
5月1日	西野さんの両親が損害賠償を求めて県と豊橋市、指定管理者を提訴。同年内に和解が成立
13年2月12日	細江署と県警捜査1課が業務上過失致死容疑で元所長や草南中の元校長ら6人を書類送検
15年1月28日	静岡地検が業務上過失致死の罪で元所長を在宅起訴し、元校長ら5人の不起訴処分(嫌疑不十分)を決定
11月18日	静岡地裁が元所長に禁錮1年6月、執行猶予3年の有罪判決
16年4月7日	西野さんの両親が元校長の不起訴処分を不服として静岡検察審査会に審査を申し立て
10月6日	静岡検察審査会が元校長の不起訴処分を不当と議決

ボートをえい航した元所長に加え、天候のリスクを確認しなかった元校長らの「過失の競合」で事故が起きたと主張。一方、検察側は「素人である元校長に施設側の出航の決定を教訓として決して忘れることなく、安全最優先で事後に運営

的な義務を負う」などとして再捜査の必要性を指摘したこと、「私たちが遺族の考えと似たような見方で意義がある」と背中を押されたように感じた。

検察に対して友章さんは「起訴した場合に有罪に持ち込めるかどうかで不起訴にしたかもしれないが、学校主体で安全確保が徹底されなかった」と望んだ。

検察審査会の流れ



る。県教委は「海洋活動の拠点として全国の青少年教育施設の模範になるよう取り組む」と強調した。

Q 検察審査会の議決、有権者から選ばれた11人の審査員が検察の不起訴処分の妥当性を非公開で審査し、「不起訴相当」「不起訴不当」「起訴相当」のいずれかの議決をする。起訴相当は8人以上の多数による議決が必要。不起訴不当の場合、検察官は改めて捜査し、起訴か不起訴かの処分をする。検察官が再度不起訴とした場合、申立人は再び審査を申し立てることもできる。

ボート事故 元校長再捜査へ

不起訴不当議決 遺族「重く受け止めて」

浜松市の浜名湖で2010年6月、訓練中のカッターボートが転覆し、愛知県豊橋市立章南中1年西野花菜さん(当時12歳)が死亡した事故。検察審査会が、業務上過失致死容疑で書類送検され、静岡地検が不起訴(嫌疑不十分)とした当時の校長について、「不起訴不当」と議決したことで、静岡地検は再捜査を行い、再び起訴か不起訴かを判断する。

議決は6日付。静岡検察

審査会は、当時の校長について不起訴不当とした理由として、①中学校の最高責任者として訓練を引率していた、生徒全員の安全を確保すべき義務を負っていた②訓練開始前は部屋にいて、天候を確認しなかった③訓練開始後も部屋にいて最新の天気予報や気象状況を確認しなかった——ことを挙げた。

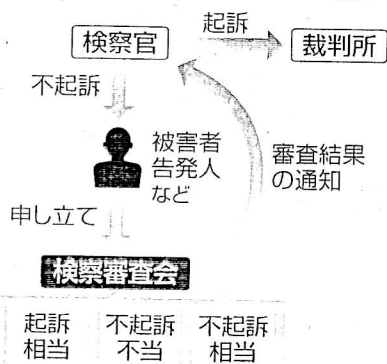
静岡地検は15年1月、訓練を行った「静岡県立三ヶ日青年の家」の元所長を在宅起訴した一方、当時の校長ら5人は不起訴(嫌疑不十分)とした。これを受け、西野さんの両親は今年4月、当時の校長の不起訴を不服として、審査を申し立てていた。元所長は15年11月、静岡地裁で禁錮1年6月、執行猶予3年の有罪判決を受けている。

2010年6月	事故が発生し、西野さんが死亡
13年2月	県警が元所長ら6人を業務上過失致死の疑いで書類送検
15年1月	静岡地検が元所長を在宅起訴、校長ら5人は不起訴
15年11月	静岡地裁が元所長に禁錮1年6月の有罪判決
16年4月	西野さんの両親が不起訴を不服として審査を申し立て
16年10月	静岡地検が不起訴を不服として審査を申し立て

検察審査会 検察の不起訴判断が妥当かどうかを審査する組織で1948年に設けられた。有権者からくじで選ばれた11人が審議する。「起訴相当」「不起訴不当」「不起訴相当」のいずれかを議決し、不起訴相当以外の場合、検察に再捜査を求める。審査員11人中8人以上が2度の審査で「起訴相当」と議決した場合、裁判所が指定した弁護士が検察官に代わって起訴する強制起訴の措置が取られる。任期中は、非常勤の裁判所職員の位置付けで、国家公務員法が準用される。

(57)は取材に対し、「検察はこの判断を重く受け止めて、しっかりと再捜査してほしい。そして、起訴して学校側にも過失があったことを法廷で明らかにしてほしい」と答えた。一方、静岡地検は「審査会の議決の内容を十分に検討した上で、再度捜査を遂げたい」とコメントした。

検察審査会の議決までの流れ



同(社会面)

ボート転覆死亡事故 元校長を不起訴不当 静岡検察審査会

浜松市の浜名湖で2010年6月、体験学習中のカッターボートが転覆し、愛知県豊橋市の市立中学校の女子生徒(当時12歳)が死亡した事故で、静岡検察審査会が、業務上過失致死容疑で書類送検されて静岡地検が不起訴とした当時の校長について、不起訴不当と議決した。議決は6日付。

地検は15年1月、危険性を予測し、事故を回避するための適切な措置をとることができたかどうかを問うのは困難だとして、当時の校長ら5人を不起訴(嫌疑不十分)とした。しかし、審査会は当時の校長について「体験学習を引率している権限は大きく、安全を確保すべき義務を負う」などと結論づけた。

生徒の両親が今年4月、当時の校長に対する地検の処分を不服として、審査会に申し立てていた。

事故 浜名湖ボート

元校長不起訴は不当

静岡検察審査会が議決

浜松市北区の浜名湖で二〇一〇年六月、校外活動中のボートが転覆し、愛知県豊橋市章南中一年だった西野花菜さん(当時一三)が死亡した事故で、業務上過失致死容疑で書類送検された当時の校長を不起訴とした静岡地検の処分について、静岡検察審査会は不起訴不当と議決した。六日付。

検査は「悪天候の中、湖の沖に出ること自体が転覆などを引き起こす危険な行為」と判断。湖の状況や天候を見るなどの安全確認を尽くしていたか明らかにしていないことから、「予見義務がなかったとは言えず、証拠上も不明確であ

る」などと指摘し、再捜査が必要と結論付けた。検査は不起訴不当の議決を参考に、あらためて起訴を求めた。西野さんの父友章さん(五七)は、「法廷の場で事故の事実確認をしてほしい気持ちはずっと変わらぬ。検査は議決を重く

受け止めてほしい」と話した。静岡地検は「議決の内容を十分に検討した上で、再度捜査を遂げたい」とコメントを出した。事故は一〇年六月十八日に発生。生徒らが分乗した手こぎボート四隻のうち、生徒十八人と教員二人が乗った一隻が荒天で動けなくなり、えい航中に転覆。西野さんがボート内に閉じ込められて溺死した。

静岡県警は一三年二月、訓練実施の是非を判断する注意義務やえい航時のマニュアル作成を怠ったとして元所長や校長、施設指導員ら六人を書類送検。静岡地検は昨年一月、元所長を在宅起訴し、「えい航時にボートが転覆するとまでは予見できない」として他の五人を不起訴とした。元所長は同十一月、静岡地裁で業務上過失致死罪で禁錮一年六月、執行猶予三年の判決を受けた。

西野さんの両親が四月、校長への不起訴処分に対し審査を申し立てていた。

訴不当と議決した。六日付。検査は「悪天候の中、湖の沖に出ること自体が転覆などを引き起こす危険な行為」と判断。湖の状況や天候を見るなどの安全確認を尽くしていたか明らかにしていないことから、「予見義務がなかったとは言えず、証拠上も不明確であ

る」などと指摘し、再捜査が必要と結論付けた。検査は不起訴不当の議決を参考に、あらためて起訴を求めた。西野さんの父友章さん(五七)は、「法廷の場で事故の事実確認をしてほしい気持ちはずっと変わらぬ。検査は議決を重く

受け止めてほしい」と話した。静岡地検は「議決の内容を十分に検討した上で、再度捜査を遂げたい」とコメントを出した。事故は一〇年六月十八日に発生。生徒らが分乗した手こぎボート四隻のうち、生徒十八人と教員二人が乗った一隻が荒天で動けなくなり、えい航中に転覆。西野さんがボート内に閉じ込められて溺死した。

静岡県警は一三年二月、訓練実施の是非を判断する注意義務やえい航時のマニュアル作成を怠ったとして元所長や校長、施設指導員ら六人を書類送検。静岡地検は昨年一月、元所長を在宅起訴し、「えい航時にボートが転覆するとまでは予見できない」として他の五人を不起訴とした。元所長は同十一月、静岡地裁で業務上過失致死罪で禁錮一年六月、執行猶予三年の判決を受けた。

水死 1中 「校長に安全確保義務」 検察審が不起訴不当議決

浜松市の浜名湖で二〇一〇年六月、愛知県豊橋市立章南中一年の西野花菜さん(当時一三)が校外学習中のボート転覆で水死した事故で、静岡検察審査会は、業務上過失致死容疑で書類送検された当時の校長を不起訴とした処分について、不起訴不当と議決した。

静岡地裁は昨年十一月、事故時にボートをえい航し、業務上過失致死の罪に問われた「静岡県立三ヶ日青年の家」の元所長に、有罪判決を言い渡した。一方、引率していた元校長について、不起訴不当と議決した。

校長は県警が業務上過失致死容疑で書類送検したが、静岡地検は「悪天候だったとはいえ、具体的にボート転覆までは予想できなかった」と判断していた。検察審査会は議決で「元校長について学校の最高責任者であ

り、生徒全員の安全を確保すべき具体的な義務を負う」と指摘。「天気予報の確認など十分な情報収集をしていれば結果が違った可能性もあり、予見義務がなかったとは言えない」

として、再捜査が必要と判断した。花菜さんの父友章さん(五七)は「検査は国民の声を受け止め、校長の過失を法廷で明らかにしてほしい」と話した。【松岡大地】

同(社会面)

■ 浜名湖転覆、元校長の不起訴不当議決

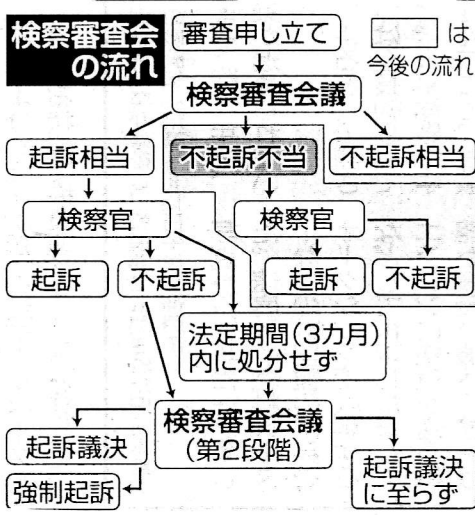
浜松市の浜名湖で二〇一〇年六月、愛知県豊橋市立章南中学校一年生の西野花菜さん(当時一三)が校外学習中のボート転覆で水死した事故で、静岡検察審査会は、業務上過失致死容疑で書類送検された引率責任者の元校長を不起訴とした静岡地検の処分を不当と議決した。六日付で、静岡地検は再捜査に乗り出す。

元校長当日行動確認へ

2016.10.14 静岡新聞
浜名湖
ボート転覆
静岡地検が再捜査

2010年、浜名湖で県立三ヶ日青年の家元校長の行動を中心にボートが転覆し、愛知県豊橋市立章南中の西野花菜さん11当時(12)が死亡した事故で、業務上過失致死容疑で書類送検され不起訴になった同校の元校長を「不起訴不当」とした静岡地検審査会の議決を受け、静岡地検は13日までに再捜査を始めた。議決で「証拠が不十分で、今後、これ以上明らかでない」と指摘した。

2010年、浜名湖で県立三ヶ日青年の家元校長の行動を中心にボートが転覆し、愛知県豊橋市立章南中の西野花菜さん11当時(12)が死亡した事故で、業務上過失致死容疑で書類送検され不起訴になった同校の元校長を「不起訴不当」とした静岡地検審査会の議決を受け、静岡地検は13日までに再捜査を始めた。議決で「証拠が不十分で、今後、これ以上明らかでない」と指摘した。



静岡地検審査会事務

での関係者の供述を精査し、新たな証拠を集めるなどして、元校長の起訴の可否を判断する見通し。

豊橋市の山西正泰教育長は13日までの取材に対し「司法の場についてのこととはコメントを控えるが、事故を風化させず子どもの安全、安心の確保に万全を期す」と述べた。

理由が異なる場合は再度審査の申し立てもできる。

元校長の「不起訴不当」

西野さん安堵 「事実解明の道つながらる」

事故決
議会
審査
会
湖名
警察
濱検

浜名湖で2010(平成22)年6月、静岡県立三ヶ日青年の家(浜松市北区)で野外活動中のボートが転覆し豊橋市立章南中学1年の西野花菜さん(当時12)が死亡した事故で、静岡検察審査会は業務上過失致死の疑いで書類送検された引率責任者の元校長を不起訴にした静岡地検の処分を不当と議決した。

(飯塚雪)

議決で「元校長は学校の最高責任者として、生徒全員の安全を確保すべき具体的な義務を負う」と指摘。ボート訓練開始前や出航後、自ら天気予報を確認するなど十分な情報を収集し、青年の家

の所員らと訓練中止を話し合っていたれば結果は違っていたかも知れず、予見義務がなかったとは言えないとして、「再捜査が必要」と判断した。議決は6日付。遺族が4月、審査申立書を提出していた。

「不起訴不当」の議決を受け、犠牲となった西野花菜さんの父友章さん(57)は「学校は子どもの安全を守る義務があるという私たちの考えを審査会が認めてくれてほっとしている」と胸をなで下ろした。

静岡県警は13年2月、ボートをえい航した施設の元所長や元校長ら6人を書類送検。地検は昨年1月、元所長を在宅起訴した一方で、元校長ら5



西野花菜さんの遺影を前にたたずむ
父友章さん＝豊橋市内で